

第2 紙と所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

給

与

1 提出する必要がある方

令和7年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与その他これらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）を支払った方です。

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受 給 者 の 区 分		提 出 範 囲	
年末調整をしたものの	(1) 法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である方）及び現に役員をしていくなくても令和7年中に役員であった方	令和7年中の給与等の支払金額が 150万円 を超えるもの	
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海事代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する方） ※ これらの方に給与等として支払っている場合の提出範囲であり、これらの方に報酬等として支払う場合には、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出対象となります。	令和7年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの	
	(3) 上記(1)及び(2)以外の方	令和7年中の給与等の支払金額が 500万円 を超えるもの	
年末調整をしなかったものの	(4) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した方	イ 令和7年中に退職した方、災害により被害を受けたため、令和7年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた方 □ 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった方	令和7年中の給与等の支払金額が 250万円 を超えるもの ただし、法人の役員の場合には 50万円 を超えるもの
	(5) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	令和7年中の給与等の支払金額が 50万円 を超えるもの	

（注）受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」及び市区町村に提出する「給与支払報告書」については、10ページの
4 その他の注意事項 (1)から(3)までを参照してください。

2 各欄の記載要領

記 載 欄 名	記 載 す べ き 事 項
① 支払を受ける者	【住所又は居所】欄 受給者の令和8年1月1日（中途退職者は、退職時）現在の住所又は居所を確認して記載してください。 なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けている方については、「租税条約に関する届出書」に記載された外国の住所を記載してください。 【個人番号】欄 受給者のマイナンバーを記載してください。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 【氏名】欄 必ずフリガナをふり、受給者が法人の役員である場合には、その役職名（例えば、社長、専務、常務、取締役工場長等）を、役員でない場合にはその職務の名称（経理課長、営業係等）を併記してください。 (注) 電子計算機等で事務処理をしている事務所、事業所等において受給者番号を必要とする場合には、「受給者番号」欄を使用してください。
② 種別	俸給、給料、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金などのように給与等の種別を記載してください。
③ 支払金額	令和7年中に支払の確定した給与等（中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等の金額を含みます。）の総額を記載してください。この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書きしてください。ただし、「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職労働者については、その弁済を受けた金額を含めずに記載してください。 (注) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方は、免除の対象となる支払金額も含めて記載してください。

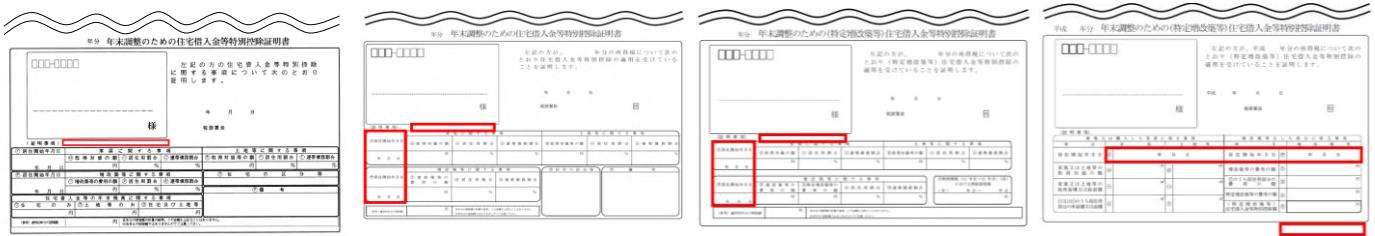
令和7年分 紙と所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者 の 有 無 等	住 所 又 は 居 所	(受給者番号) (個人番号) <input type="text"/> (役職名) 氏 <input type="text"/> (フリガナ) 名 <input type="text"/>											
		種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
②		内	③ 千 円	内	④ 千 円	内	⑤ 千 円	内	⑥ 千 円				
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 でいる 親族の数			
有	無	千 円	人	人	内	人	人	人	人				
		⑦	⑧	⑨			⑩	⑪	⑫				
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
千	千	内	千	円	千	円	千	円	千	円			
⑬	⑭			⑮		⑮		⑯		⑯			
(摘要)													
⑯													
⑯	生命保険料の金額	新生保険料の金額	旧生命保険料の金額	内	介護医療保険料の金額	内	新規介護保険料の金額	内	前回入金額の金額	内			
⑯	住宅借入金等特別控除の額	住宅借入金等特別控除の額	内	年	月	日	年	月	年	月			
⑯	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内			
⑯	(フリガナ) 配偶者	氏名	区分	配偶者の合計所得		⑯	国民年金保険料等の金額	内	前長期宿泊保険料の金額	内			
⑯	個人番号					⑯	基礎控除の額	⑯	所得金額	⑯			
⑯	(フリガナ)	氏名	区分	⑯		⑯	(参考)		⑯				
⑯	個人番号					⑯			⑯				
⑯	(フリガナ)	氏名	区分	⑯		⑯			⑯				
⑯	個人番号			⑯		⑯			⑯				
⑯	(フリガナ)	氏名	区分	⑯		⑯			⑯				
⑯	個人番号			⑯		⑯			⑯				
⑯	(フリガナ)	氏名	区分	⑯		⑯			⑯				
⑯	個人番号			⑯		⑯			⑯				
⑯	未成年者	外死	災害	乙	本人が障害者	基	ひとり	勤労学生	⑯ 中途就・退職		受給者生年月日		
⑯	支払者	個人番号又は法人番号							就職	退職	年	月	日
⑯	住所(居所) 又は所在地								元号		年	月	日
⑯	氏名又は名称												
(右記で記載してください。)													
(電話)													

記載欄名	記載すべき事項
④ 給与所得控除後の金額 (調整控除後) <small>年末調整をした受給者のみ</small>	「令和7年分年末調整のしかた」の「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」によって求めた「給与所得控除後の給与等の金額」を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
⑤ 所得控除の額 の合計額 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び基礎控除の額の合計額を記載してください。 (注)「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けるできません。
⑥ 源泉徴収税額	【年末調整をした給与等の場合】 年末調整をした後の源泉所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。 【年末調整をしない給与等の場合】 令和7年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を記載してください。ただし、災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額は含めません。 (注)源泉徴収票の作成日現在で未払の給与等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。
⑦ (源泉)控除対象配偶者の有無等	【有】欄 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「○」を付してください。 年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。 【從有】欄 従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「○」を付してください。

記載欄名	記載すべき事項
⑦ (源泉)控除対象配偶者の有無等(つづき)	<p>【老人】欄 控除対象配偶者(年末調整を行っていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者である場合に「○」を付してください。 (注)控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については、10ページの3 用語の説明(1)及び(3)を参照してください。</p>
⑧ 配偶者(特別)控除の額 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。 (注)受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。 また、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合又は133万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>
⑨ 控除対象扶養親族等の数 <small>(配偶者を除く。)</small>	<p>【特定】欄 特定扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【老人】欄 老人扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【その他】欄 特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合には、次により記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載してください。</p> <p>【特親】欄 主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には、「左の欄」に、主たる給与の支払者が自己が支払う給与から控除した特定親族の数を記載してください。 (注)特定親族については、10ページの3 用語の説明(4)を参照してください。</p>
⑩ 16歳未満扶養親族の数	<p>扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の人数を記載してください。 (注)1 16歳未満の扶養親族とは、平成22年1月2日以後に生まれた方をいいます。 2 扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。</p>
⑪ 障害者の数 <small>(本人を除く。)</small>	<p>【特別】欄 「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 (注)同一生計配偶者については、10ページの3 用語の説明(2)を参照してください。</p> <p>【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。</p>
⑫ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族及び特定親族のうちに非居住者がいる場合並びに16歳未満の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載してください。
⑬ 特定親族特別控除の額 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。 (注)親族等の合計所得金額が58万円以下の場合又は123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。</p>
⑭ 社会保険料等の金額	<p>給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 (注)1 中途就職者について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その給与等から控除した社会保険料等の金額を含みます。 2 小規模企業共済等掛金(※)の額については、これを内書きしてください。 ※ 小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を含みます。</p>

記載欄名	記載すべき事項																								
⑯ 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 年末調整をした受給者のみ	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。																								
⑰ 住宅借入金等特別控除の額 年末調整をした受給者のみ	年末調整の際に「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 （注）「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します（14ページの記載例3）を参照してください。）。																								
⑱ 生命保険料の内訳 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 年末調整をした受給者のみ	<p>【新生命保険料の金額】【旧生命保険料の金額】欄 令和7年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄に記載してください。</p> <p>【介護医療保険料の金額】欄 令和7年中に支払った介護医療保険料の金額を記載してください。</p> <p>【新個人年金保険料の金額】【旧個人年金保険料の金額】欄 令和7年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後に締結した契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄に、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄に記載してください。</p> <p>【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等（※）の金額を記載してください。 ※「国民年金保険料等」とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。</p> <p>【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうちに平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和7年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記載してください。</p>																								
⑲ 住宅借入金等特別控除の額の内訳 年末調整をした受給者のみ	<p>【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除可能額】欄 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください（14ページの記載例3）を参照してください。）。</p> <p>【居住開始年月日（1回目、2回目）】欄 居住開始年月日は、和暦で年、月、日を分けて記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）】欄 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除申告書・証明書の表示</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td> <td>（元号●年中居住者用）</td> <td>住</td> </tr> <tr> <td>その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td>（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）</td> <td>住（特家）</td> </tr> <tr> <td>認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）</td> <td>認</td> </tr> <tr> <td>認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td> <td>（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）</td> <td>認（特家）</td> </tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td> <td>（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）</td> <td>増</td> </tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合</td> <td>（元号●年中居住者・震災再取得等用）</td> <td>震</td> </tr> <tr> <td>震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td> <td>（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）</td> <td>震（特家）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法	その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住	その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）	認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）
区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法																							
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住																							
その他の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（特家）																							
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認																							
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（特家）																							
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増																							
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震																							
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（特家）																							

記載欄名		記載すべき事項
(18) 住宅借入金等特別控除の額の内訳(つづき) <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>前頁の表の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が •「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」、 •「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。） には「(特特)」、 •「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」、 と併記してください（各区分に応じた控除証明書の表示については、14 ページの 記載例 3 を参照してください。）。</p> <p>なお、居住開始が令和 5 年 1 月 1 日以後の場合は、「(特)」、「(特特)」及び「(特特特)」の区分の対象となりませんので併記は不要です。控除証明書への表示もありませんのでご留意ください。</p> <p>※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の制度については、国税庁ホームページのタックスアンサー No.1210 「マイホームの取得等と所得税の税額控除」をご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1210.htm</p>	
控除申告書・証明書の区分表示箇所		
【居住開始が令和 5 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が令和 4 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が平成 31 年 1 月 1 日以後の場合】 【居住開始が平成 30 年 12 月 31 日以前の場合】		
		
※ 赤線枠内に適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分が表示されます。		
(19) 基礎控除の額 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>【住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）】欄</p> <p>年末調整の際に 2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>なお、記載する金額は、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の住宅借入金等特別控除区分に応じた④「③×『居住用割合』」（居住開始が平成 30 年 12 月 31 日以前の場合は、⑤「居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高（④×③）」）欄に記載された金額を記載してください。</p> <p>（注）適用数が 3 以上の場合には、3 回目以降の住宅の取得等については、「（摘要）」欄に「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。</p> <p>～市区町村からのお知らせ～</p> <p>年末調整の際、控除しきれない（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の金額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄を記載する必要があります。</p> <p>また、2 以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載する必要があります。</p> <p>さらに、震災特例法第 13 条の 2 第 1 項（住宅の再取得等による住宅借入金等特別控除）に係る控除の適用を受ける場合には、「住宅借入金等特別控除区分」を記載しなければなりません。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</p>	
(20) 所得金額調整控除額 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。</p>	
(21) (源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族等 <small>年末調整をした受給者のみ</small>	<p>控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）及び控除対象扶養親族又は特定親族（以下、「控除対象扶養親族等」といいます。）の氏名及びマイナンバーを記載してください。</p> <p>なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を付してください。</p>	

記載欄名	記載すべき事項																																																				
(21) (源泉・特別) 控除対象配偶者 控除対象扶養親族等 (つづき)	<p>また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。</p> <p>●控除対象扶養親族の分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族等の分類</th> <th>記載方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td> <td>00※1</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）</td> <td>04</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方をいいます。 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方をいいます。 ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。</p> <p>また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。</p> <p>●特定親族特別控除の額の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th> <th>区分 (特定親族が居住者)</th> <th>区分 (特定親族が非居住者)</th> <th>合計所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63万円</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>58万円超 85万円以下</td> </tr> <tr> <td>61万円</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>85万円超 90万円以下</td> </tr> <tr> <td>51万円</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>90万円超 95万円以下</td> </tr> <tr> <td>41万円</td> <td>40</td> <td>41</td> <td>95万円超 100万円以下</td> </tr> <tr> <td>31万円</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>100万円超 105万円以下</td> </tr> <tr> <td>21万円</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>105万円超 110万円以下</td> </tr> <tr> <td>11万円</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>110万円超 115万円以下</td> </tr> <tr> <td>6万円</td> <td>80</td> <td>81</td> <td>115万円超 120万円以下</td> </tr> <tr> <td>3万円</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>120万円超 123万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。 2 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族等」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。</p>	控除対象扶養親族等の分類	記載方法	居住者	00※1	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04	特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下	51万円	30	31	90万円超 95万円以下	41万円	40	41	95万円超 100万円以下	31万円	50	51	100万円超 105万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
控除対象扶養親族等の分類	記載方法																																																				
居住者	00※1																																																				
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01																																																				
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02																																																				
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03																																																				
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04																																																				
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額																																																		
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																																																		
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																																																		
51万円	30	31	90万円超 95万円以下																																																		
41万円	40	41	95万円超 100万円以下																																																		
31万円	50	51	100万円超 105万円以下																																																		
21万円	60	61	105万円超 110万円以下																																																		
11万円	70	71	110万円超 115万円以下																																																		
6万円	80	81	115万円超 120万円以下																																																		
3万円	90	91	120万円超 123万円以下																																																		
(22) 配偶者の合計所得	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた場合は、令和7年中の配偶者の合計所得金額を記載してください。</p> <p>なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</p>																																																				
(23) 16歳未満の扶養親族	<p>16歳未満の扶養親族の氏名及びフリガナを記載してください。</p> <p>なお、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p> <p>(注) 1 「16歳未満の扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の中途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。 2 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「16歳未満の扶養親族」欄と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄の双方に記載のある16歳未満の扶養親族については、受給者にその16歳未満の扶養親族の退職所得を含めた令和7年中の合計所得金額を確認し、合計所得金額が58万円を超える場合には、源泉徴収票の「16歳未満の扶養親族」欄に記載しませんので、ご注意ください。 3 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載するところとなっていますので、ご注意ください。</p>																																																				
(24) (備考)	控除対象扶養親族等が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載してください。この場合、マイナンバーの前には「(摘要)」欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、「(摘要)」欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。																																																				

給

与

記載欄名	記載すべき事項
㉔ (備考) (つづき)	(注) 1 受給者に交付する源泉徴収票にはマイナンバーは記載しません。 2 市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。 3 市区町村に提出する給与支払報告書には、退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族のマイナンバーも記載することとなっています。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。
㉕ 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付してください。 (注) ここでいう未成年者とは、平成20年1月3日以後に生まれた方をいいます。
㉖ 中途就・退職	年の中途中で就職や退職（死亡退職を含みます。）した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。
㉗ 元号	受給者の生年月日の元号を漢字（「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」）で記載してください。
㉘ 支払者	給与等の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください（マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。）。 (注) 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。
㉙ (摘要)	(1) 控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 また、この欄に記載される控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。 イ 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「(年少)」と記載してください。 □ 控除対象扶養親族が非居住者である場合は、氏名の後に「(O1)」のように、8ページの㉑((源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族等)の「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。 また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。 ハ 特定親族である場合には、氏名の後に「(11)」のように、8ページの㉑((源泉・特別)控除対象配偶者控除対象扶養親族等)の「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。 (注) 控除対象扶養親族等のマイナンバーについては、「(摘要)」欄に記載せず、「(備考)」欄に記載してください(㉔(備考)及び15ページの記載例4)を参照してください。) (2) 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除きます。）を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。 (3) 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記載してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（※）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例) 国税 花子（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）
扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族の氏名（調整） 例) 国税 一郎（調整）

※ ㉕「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。

ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族等」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

- (4) 年末調整の際に3以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
- (5) 年の中途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(イ)他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、(ロ)他の支払者のもとを退職した年月日、(ハ)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。

記載欄名	記載すべき事項
㉙ (摘要) (つづき)	<p>(6) 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職労働者については、同条の規定により弁済を受けた旨及びその弁済を受けた金額を記載してください。</p> <p>(7) 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、9ページの㉙「災害者」欄に「〇」を付すとともに、徴収猶予税額を記載してください。</p> <p>(8) 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を赤書きしてください。</p> <p>～市区町村からのお知らせ～ 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。</p>

給

与

3 用語の説明

- (1) 源泉控除対象配偶者とは、受給者（合計所得金額が900万円以下である方に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方をいいます。
- (2) 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である方をいいます。
- (3) 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。
- (4) 特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下である方をいいます。

4 その他の注意事項

- (1) 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の作成枚数

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計3枚、税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計2枚を作成してください。

- (2) 「給与支払報告書」は、「給与所得の源泉徴収票」と異なり、令和8年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを市区町村（原則として受給者の令和8年1月1日現在の住所地の市区町村）に提出してください。

なお、年の中途中で退職した方については、令和8年2月2日までに、退職時の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出してください（退職した方に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略することができます。）。

- (3) 「給与所得の源泉徴収票」は、3ページの【**1 提出する必要がある方**】**【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】**に掲げる提出範囲にかかわらず、**全ての受給者について作成の上、令和8年2月2日まで**（年の中途中で退職した方の場合は、退職の日以後1か月以内）**に受給者に交付しなければなりません。**

なお、「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれますので、その外国人従業員にも必ず「給与所得の源泉徴収票」を交付してください。

- (注) 1 非居住者の方に給与等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与・報酬、年金及び賞金の支払調書」を提出してください。詳しくは、37ページの**非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について**を参照してください。
- 2 「給与所得の源泉徴収票」については、令和7年中に退職した受給者分を取りまとめて令和8年2月2日までに提出しても差し支えありません。
- 3 「給与所得の源泉徴収票」は、書面による交付のほか、電磁的方法による提供（電子交付）をすることができます。詳しくは、35ページの**給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について**を参照してください。

記載例 1

年末調整を行った一般の受給者の場合

- ① 国税太郎は、〇〇産業株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ年齢23歳未満の扶養親族である国税一郎及び国税次郎を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。
- ③ 年末調整の際に、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料の金額があります。
- ④ 令和7年中に支払った生命保険料控除の対象となる生命保険料の金額があります。
- ⑤ 令和7年の国税太郎の基礎控除の額は580,000円です。



この「給与所得の源泉徴収票」の記載に当たっては、「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄、「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄等を基にして必要な事項を記載してください。

【令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿】

氏名		(フリガナ) コクセイ タロウ 国税 太郎 (生年月日 昭 57年11月25日)		整理番号							
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額				円							
同上 還付又は微収した月区 引きし月	月別 月	還付又は微収した税額		差引残高	月別 月	還付又は微収した税額		差引残高			
		円	円	円		円	円				
扶養控除等の申告・各種控除額 有無	申告月日 扶養控除額 有無	区分		源泉徴収の種別	扶養親族	一般の扶養親族	特 別 同居特別	扶養親族	寡婦(寡夫) 勤務学生	従たる給与の源泉徴収額	
		申告月日	扶養控除額 有無	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族の合計額
		扶養控除額 有無	扶養親族 有無	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族	扶養親族の合計額
控除額 (1人当たり (万円))		38	63	58	48	27	40	75	27 (寡婦) 35 (ひとり親)	27	
合計 (万円)		38								月日 人	
区分				金額		税額					
給料・手当等				①	7,170,000 円	③	226,260 円	(c)			
賞与等				④	1,800,000	⑥	124,558	(d)			
計				⑦	8,970,000	⑧	350,818	(e)			
給与所得控除後の給与等の金額				⑨	7,020,000	所得金額調整控除の適用有 (※適用有の場合は⑩に記載)					
所得金額調整控除額 ((⑦-8,500,000円) × 10%、マイナスの場合は0)				⑩	(1円未満切上げ、最高150,000円) 47,000	(f) 社会保険料等控除額 ((⑫+⑬+⑭)) 1,356,867円+176,460円+0円 =1,533,327円					
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)				⑪	6,973,000	(g)					
年 末 調 整	社会保険料等からの控除分 (②+⑤)				⑫	1,356,867	配偶者の合計所得金額 (f)				
	申告による社会保険料の控除分				⑬	176,460	(0円)				
	控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分				⑭	0	旧長期損害保険料支払額 (g)				
	生命保険料の控除額				⑮	115,000	(19,600円)				
	地震保険料の控除額				⑯	44,800	(h)				
	配偶者(特別)控除額				⑰	380,000	(i)				
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額				⑱	380,000	(j)					
基礎控除額				⑲	580,000	(k)					
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲)				⑳	3,033,127	(l)					
差引課税額と所得金額(⑪-⑳)及び算出所得税額				㉑	(1,000円未満切捨て) 3,939,000	(m)					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (マイナスの場合は0)				㉒	360,300	(n)					
年調所得税額 (㉑-㉒)				㉓	140,000	(100円未満切捨て)					
年調年税額 (㉔ × 102.1%)				㉔	220,300	(224,900)					
差引超過額又は不足額 (㉕-㉘)				㉕	125,918	(26)					
本年最後の給与から微収する税額に充当する金額				㉗							
未払給与に係る未微収の税額に充当する金額				㉘							
差引還付する金額 (㉖-㉗-㉘)				㉙	125,918						
同上に本年中に還付する金額				㉚	125,918						
うち翌年において還付する金額				㉛							
不足額の精算				㉜	本年最後の給与から微収する金額						
				㉝	翌年に繰り越して微収する金額						

(f) 社会保険料等控除額 ((⑫+⑬+⑭))
1,356,867円+176,460円+0円
=1,533,327円

○ (m) 欄の記載について

次ページの「給与所得の源泉徴収票」の(m)欄「住宅借入金等特別控除の額」には⑳欄の金額を記載してください。ただし、「②欄×③欄((特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額よりも多い)」場合、(m)欄には算出所得税額を限度に記載してください。

また、この場合には(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑳欄)を源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載してください。

記載例4

5人以上の控除対象扶養親族等及び16歳未満の扶養親族がいる場合

給

与

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。
- ・控除対象配偶者 : 国税花子
 - ・控除対象扶養親族 : 国税一郎、国税三郎、国税四郎、国税六郎
 - ・特定親族 : 国税二郎（合計所得 800,000 円）、国税五郎（合計所得 950,000 円）
 - ・16歳未満の扶養親族 : 国税春子、国税夏子、国税秋子、国税冬子、国税幸子
- ③ 控除対象扶養親族のうち、国税一郎及び国税六郎は非居住者（30歳未満又は70歳以上）です。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○ 特定親族の氏名等 <small>(注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。</small>		特 定 親 族 の 個 人 番 号	生 年 月 日 の統計 (平15.1.2生～平19.1.1生)	あなたと 異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 特 定 親 族 の 本 年 中 の 合計所得金額の見積額	特 定 親 族 特 別 控 除 の 額					
1	(フリガナ) 特定親族の氏名 コケイジ ジロウ 国税二郎	2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	子 平成 15年 5月 5日		800,000 円	630,000 円					
2	(フリガナ) コケイジ ゴロウ 国税五郎	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	子 平成 17年 8月 21日		950,000 円	510,000 円					
○ 指定額の計算		※「控除額の計算」の表を参考にご算出ください。									
		特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
		控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

大 き な 支 払 金 額 を 受 け た た め に は 固 定 の 仕 事 と 有 る	住 所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関アパート501号													
(受取者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2															
(役職名) 氏名 (フリガナ) コケイジ タロウ 國税太郎															
種 類		支 払 金 額		給 与 所 得 税 金 額 (課 税 残 額 後)		所 得 控 除 の 累 合 額		源泉 徴 収 税 額							
給 与 ・ 賞 与		内 7	千 074	万 500	5	千 267	万 050	5	千 124	万 604	0				
(源泉 徴 収 税 額 の 有 無) 控除対象配偶者 配偶者(特別) 控除額 有り 有り 有り 有り															
				控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数 (配偶者を除く) 特 定 老 人 そ の 他 特 定 後 有 有 有 有											
				千 380	万 000	1	千 1	万 3	千 2	万 5	千 2	万 0	千 1	万 2	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地租保険料の控除額		住宅借入等特別控除の額							
		千 140	万 000	1,084	千 604	120	万 000	50	千 000	7	万 100				
(摘要) (1)国税五郎 (30) (2)国税六郎(01) (3)国税幸子(年少)															
控除対象扶養親族等の「区分」欄の記載について															
控除対象扶養親族等である国税一郎は非居住者（30歳未満又は70歳以上）であるため、「区分」欄にO1を付しています。															
特定親族特別控除の適用を受ける場合には、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額に応じて、8ページ②「●特定親族特別控除の額の区分」を記載します。															
特定親族である国税二郎は居住者で、令和7年中の合計所得金額が80万円であり、二郎に係る特定親族特別控除の額は63万円であるため、「区分」欄に10を記載します。															
特定親族である国税三郎は居住者で、令和7年中の合計所得金額が70万円であり、三郎に係る特定親族特別控除の額は53万円であるため、「区分」欄に11を記載します。															
特定親族である国税四郎は居住者で、令和7年中の合計所得金額が60万円であり、四郎に係る特定親族特別控除の額は43万円であるため、「区分」欄に12を記載します。															
特定親族である国税六郎は非居住者（30歳未満又は70歳以上）であるため、「区分」欄に13を記載します。															

○「特定親族特別控除の額」欄の記載について
「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づき計算した特定親族各人の特定親族特別控除の額の合計額を記載します。

○「特親」欄の記載について
特定親族（国税二郎、国税五郎）を有しているため、2と記載します。

○「(摘要)」欄の記載について

控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を「(摘要)」欄に記載します。

この場合、氏名の前には、括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。

特定親族である場合には、氏名の後に特定親族特別控除の額に応じて、8ページ②「●特定親族特別控除の額の区分」を記載します。

記載例では、国税五郎は居住者であり、令和7年の合計所得金額が95万円であるため、氏名の後に(30)と記載します。

なお、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載します。

また、控除対象扶養親族が非居住者である場合8ページ②「●控除対象扶養親族の分類」に応じて記載します。

○「16歳未満の扶養親族」欄及び「(備考)」欄の記載について

税務署提出用及び本人交付用の源泉徴収票には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーは記載しません。

(注)市区町村に提出する給与支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください。

記載例 5

配偶者に係る記載例

(1) 年末調整において配偶者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払を受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、年末調整の際に、控除対象配偶者である国税花子に係る配偶者控除の適用があります。
- ③ 国税太郎の給与所得金額は990万円であるため、「給与所得者の基礎控除申告書」の控除額の計算の判定による区分Ⅰは、「C」に該当します。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 配偶者の氏名等	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
(フリガナ) 配偶者の氏名 コクゼイ ハナコ	234567890123	明治昭和46年1月1日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 ある配偶者		
配偶者の生計を一にする事実		

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算	判定																				
<table border="1"> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 給与所得</td> <td>1,050,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 給与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)</td> <td></td> <td>400,000 円</td> </tr> </table>	所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円	(2) 給与所得以外の所得の合計額			配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)		400,000 円	<table border="1"> <tr> <td>58万円以下かつ年齢70歳以上 <input type="checkbox"/> (昭31.1.以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》</td> <td>(①) 配偶者控除</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満</td> <td>(②) 配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 58万円超95万円以下</td> <td>(③) 配偶者控除</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下</td> <td>(④) 配偶者特別控除</td> </tr> </table>	58万円以下かつ年齢70歳以上 <input type="checkbox"/> (昭31.1.以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(①) 配偶者控除	<input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満	(②) 配偶者特別控除	<input type="checkbox"/> 58万円超95万円以下	(③) 配偶者控除	<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(④) 配偶者特別控除
所得の種類	収入金額	所得金額																			
(1) 給与所得	1,050,000 円	400,000 円																			
(2) 給与所得以外の所得の合計額																					
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額)		400,000 円																			
58万円以下かつ年齢70歳以上 <input type="checkbox"/> (昭31.1.以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(①) 配偶者控除																				
<input checked="" type="checkbox"/> 58万円以下かつ年齢70歳未満	(②) 配偶者特別控除																				
<input type="checkbox"/> 58万円超95万円以下	(③) 配偶者控除																				
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(④) 配偶者特別控除																				

○ 控除額の計算	区 分 II	配偶者控除の額																				
	<table border="1"> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」)</th> </tr> <tr> <td>A 48万円</td> <td>38万円</td> <td>38万円</td> <td>95万円超 100万円以下</td> </tr> <tr> <td>B 32万円</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> <td>100万円超 105万円以下</td> </tr> <tr> <td>C 16万円</td> <td>13万円</td> <td>13万円</td> <td>105万円超 110万円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">摘要 配偶者控除</td> <td>130,000 円</td> </tr> </table>	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」)	A 48万円	38万円	38万円	95万円超 100万円以下	B 32万円	26万円	26万円	100万円超 105万円以下	C 16万円	13万円	13万円	105万円超 110万円以下	摘要 配偶者控除			130,000 円	配偶者特別控除の額
①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」)																			
A 48万円	38万円	38万円	95万円超 100万円以下																			
B 32万円	26万円	26万円	100万円超 105万円以下																			
C 16万円	13万円	13万円	105万円超 110万円以下																			
摘要 配偶者控除			130,000 円																			

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受 け る 者 の 住 所 又 は 居 所	(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) 氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎			
東京都千代田区霞が関△-△				
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)	所得控除額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
給与・賞与	内 千 円 11 850 000	9 900 000	2 千 内 281 471	930 200
(源泉)控除対象配偶者の有無等 老人 控除の額		控除対象者(親族等の数 (配偶者を除く。))	16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。) 非居住者 である 親族の数
有 有無	千 円	老 人 特 定 徒 人 内 人	その 他 徒 人 内 人	特 親 徒 人 内 人
○	130 000			
特定期別特別控除の額		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地図保険料の控除額
千 内 千 円 1,401 471	120 000	50 000	205 000	
(摘要)				

○ 「配偶者(特別)控除の額」欄の記載について

「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき計算した配偶者控除の額を記載します。

なお、配偶者特別控除の適用を受けた場合は、下段の配偶者特別控除の額を記載します。

○ 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄の記載について

年末調整の適用を受けており、控除対象配偶者を有しているため、「有」に「○」を付します。

(注)配偶者特別控除の対象となる配偶者は控除対象配偶者に該当しませんので記載は不要です。

○ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄の記載について

配偶者特別控除の適用を受ける場合も氏名、マイナンバー等を記載しますのでご注意ください。

(フリガナ) 配偶者 氏名 国税 花子	区 分	配偶者の 合計所得 額	所得金額 調整控除額	(備考)
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		400,000	580,000	
1 氏名 個人番号 2 氏名 個人番号 3 氏名 個人番号 4 氏名	区 分	1 6 歳 未 满 の 扶 養 親 族	区 分	区 分

(2) 控除対象とならない配偶者が障害者控除の適用を受けた場合

- ① 国税太郎は、国税商事株式会社のみから給与の支払いを受けており、年末調整を行っています。
- ② 国税太郎は、同一生計配偶者である国税花子（同居特別障害者）及び控除対象扶養親族である国税一郎（特定扶養親族）を有しています。
- なお、国税太郎は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- ③ 国税太郎は、給与等の収入金額が850万円を超えており、かつ同一生計配偶者で（同居）特別障害者である国税花子を有しているため、所得金額調整控除の適用があります。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書											
所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	国税商事 株式会社			(フリガナ)	コクゼイ タロウ			あなたの生年月日	昭和 41年 1月 1日	
税務署長	給与の支払者の法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。			あなたの氏名	国税 太郎			世帯主の氏名	国税 太郎	
市区町村長	給与の支払者の所在地（住所）	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1			あなたの個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの続柄	本人	配偶者の有無	有	
（郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇）											

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主 なる給与から 控除を受ける る	区分等 (フリガナ) 氏名	個人番号			令和7年中の 所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由 (合意で扶養親族の扶養を受ける場合に記載してください。 (以下同じ。)			
		老人扶養親族 (平11.11以前生)	特定期間親族 (平15.12生-平19.11生)	あなたの生年月日							
A 源泉控除 対象配偶者 (注1)	1 国税一郎	1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円	O 円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	東京都千代田区霞が 関△-△	異動月日及び事由 (合意で扶養親族の扶養を受ける場合に記載してください。 (以下同じ。)				
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
B 扶養親族 (16歳以上) (平22.1.1以前生)	2	1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円	O 円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	異動月日及び事由 (合意で扶養親族の扶養を受ける場合に記載してください。 (以下同じ。)					
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
C 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	3	1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円	O 円	16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払	異動月日及び事由 (妻:国税花子(同居) 身体障害者1級 身体障害者手帳 平成29年1月1日交付)					
		1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	円		16歳以上30歳未満又は70歳以上 留学 障害者 38万円以上の支払						
(注1) 源泉控除対象配偶者として支払を受ける人及び 2 同一生計配偶者として支払を受ける人											
※ 国税花子のマイナンバーは既に提供しているものとします。											

令和7年分 給与所得の源泉徴収票																	
支払を受け る者	住所又は居所	東京都千代田区霞が 関△-△			(支給者番号) (個人番号)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(役職名)	コクゼイ タロウ			姓 名	国税 太郎					
種別												支払金額	給与控除額	控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与												14,400,000	12,300,000	3,699,930	1,160,800		
(源泉) 控除対象配偶者の有無等 老人												配偶者(特別) の額	控除対象配偶者 の数 (配偶者を除く)	16歳未満 障害者の数 (本人を除く)	非居住者 の数 (本人を除く)		
有 有												1	1	1	1		
特定期別控除の額												社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
												1,569	930	120	000		
(摘要)												50	000	205	000		
国税花子(同配)																	
生命保険料の 金額												新生命保険料 の金額	旧生命保険料 の金額	介護医療保 険料の金額	新個人年金 保険料の金額	旧個人年金 保険料の金額	
180,000												100,000	90,000	360,000	180,000		
2												31	1	10	11,500,000	11,500,000	
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳												04	8	20	9,000,000	9,000,000	
(源泉) 控除対象 配偶者												個人番号	(フリガナ)	個人番号	新個人年金保 険料の金額	旧長期介護 保険料の金額	
個人番号												氏名	コクゼイ イチロウ	氏名	176,460	19,600	
1 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0												区分	区分	区分	基礎控除の額	調整控除額	
1 6歳未満 の扶養親族												1	(フリガナ)	(フリガナ)	580,000	150,000	
2												2	(フリガナ)	(フリガナ)			
3												3	(フリガナ)	(フリガナ)			
4												4	(フリガナ)	(フリガナ)			
未成年者												外死亡退職者	乙本人が障害者 特別その他	丙ひとり親 勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日	
支払者												9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	(右詰で記載してください。)			就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日	
住居(現地) 又は所在地												埼玉県さいたま市中央区新都心1-1			昭和 41 1 1		
氏名又は名称												国税商事 株式会社			(電話) 048-600-XXXX		

○「(摘要)」欄の記載について

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。

(3) 年末調整を行っていない場合

- ① 国税太郎は、令和7年5月31日に国税商事株式会社を退職しました。
 ② 国税太郎は、源泉控除対象配偶者である国税花子を有しています。

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ)コクゼイ タロウ	あなたの生年月日 昭 41年 1月 1日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	※この申告書の欄名を受けた給与の支払者が記載してください。 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	あなたの氏名 国税 太郎	世帯主の氏名 国税 太郎
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	あなたの個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	あなたの続柄 本人 (郵便番号 000-0000) あなたの住所 又は居所 東京都千代田区霞が関△-△
				扶養している場合は、□印を付けてください。

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなくかつ、あなたの自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)名 氏	個人番号	個人扶養親族(税込118歳未満)	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者(注り)	コクゼイ ハナコ 国税 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 昭 46・1・1	あなたの続柄 生年月日 (平成12年生-平成11年生)	特定扶養親族 (平15.12生-平14.11生)	生計に対する事実 (該当する場合は□印を付けてください。)		令和7年中に異動があった場合は、□印を記載してください。(記載しない場合は、□印を付けてください。)
				300,000円			
					<input type="checkbox"/> 同居者親族	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上障害者	

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受けられる者	住所又は居所	東京都千代田区霞が関△-△										(受取者番号)
											(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
											(役職名) 経理課長	
											氏(フリガナ) コクゼイ タロウ	
											名 国税 太郎	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額				
給与・賞与		内 1	千 650 000 円	千 円	千 円	千 円	内 29	千 950 円	千 円	千 円	千 円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数		
老人		特 定	老 人	そ の 他	特 親	特 別	老 人	そ の 他	特 別	老 人	そ の 他	
有	徒 有	千 円	人 徒 人	内 千 人	徒 人	人	千 人	内 千 人	人	千 人	内 千 人	
○												
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額				
千 円	内 千 人	千 人	内 千 人	千 人	内 千 人	千 人	内 千 人	千 人	内 千 人	千 人	内 千 人	
	259		457									
(摘要)												
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円 旧生命保険料の金額	円 金額医療保険料の金額	円 新個人年金保険料の金額	円 旧個人年金保険料の金額	円 住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円 住宅借入金等年末残高(1回目)	円 住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円 住宅借入金等年末残高(2回目)	円 長期損害保険料の金額	円 基礎控除の額	円 所得金額調整控除額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の額	円 居住開始年月日(1回目)	年 月 日	円 住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円 住宅借入金等年末残高(1回目)	円 住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円 住宅借入金等年末残高(2回目)	円 住宅借入金等特別控除区分(3回目)	円 住宅借入金等年末残高(3回目)	円 住宅借入金等特別控除区分(4回目)	円 住宅借入金等年末残高(4回目)	
(源泉)控除対象配偶者	コクゼイ ハナコ 国税 花子	区 分	配偶者の合計所得	300,000円	国民年金保険料等の金額	円	円	円	円	円	円	
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3				基礎控除の額	円	円	円	円	円	円	
1	(フリガナ) 氏名	区 分	(フリガナ) 氏名	区 分	(備考)							
2	(フリガナ) 氏名	区 分	(フリガナ) 氏名	区 分								
3	(フリガナ) 氏名	区 分	(フリガナ) 氏名	区 分								
4	(フリガナ) 氏名	区 分	(フリガナ) 氏名	区 分								
未成年者	外 死亡者	災害者	乙 本人が障害者	審査	ひとり親	勤労学生	中途就・退職		受給者生年月日			
	國人	退職者	特 別	そ の 他	婦 婦	学 生	就職	退職	年 月 日	元号	年 月 日	
							○	7 5 31	昭和	41 1 1		
支 払 者	個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7	(右詰で記載してください。)									
	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1										
	氏名又は名称	国税商事 株式会社 (電話) 048-600-XXXX										

※ 令和7年中の最後の給与の支払いが12月1日より前であっても、新様式で作成・提出して差し支えありません。

○「配偶者の合計所得」欄の記載について

年末調整の適用を受けていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。